残高証明書発行依頼書(相続用)

(兼証明書発行手数料口座振替依頼書)

多摩信用金庫　　No.　　－

1．被相続人さま（お亡くなりになられた方）　　ご依頼日　　年　　月　　日

お名前		生年月日	□ 大正　□ 昭和 □ 平成　□ 令和　　年　　月　　日
お亡くなりになられた日	□ 平成　□ 令和　　年　　月　　日		

2．ご依頼人さま

ご住所	
お名前	様
ご関係	□相続人　□遺言執行者　□受遺者　□相続人代理人　□遺産整理受任者 □ 相続財産清算人　□その他 (　　)

3．証明ご指定日 ・発行通数

※ご依頼日から10年以内のお取引日(10年前の応当月の取引日まで)

□ 平成　□ 令和　　年　　月　　日 現在	通

4.証明するお取引

①すべてのお取引

□ すべてのお取引

②お取引を指定

□ 預金	□ 融資	□ 出資	□ 外為	□ 債券	□ 投資信託

5．既経過利息証明の発行

□ 既経過利息証明の発行を希望（但し、流動性預金は含みません）

経過利息について

・仮に相続預金を相続開始日（死亡日）に解約した場合に支払われた利息（税引後）のことで、相続税の申告では、相続財産の評価額に含めて計算する必要があります。通常、経過利息の評価が必要な取引科目は定期性預金が対象となります。

6．証明書発行手数料（預金口座からお引き落としの場合にご記入・ご捺印ください）

・証明書発行手数料は、証明書発行日に下記の預金口座から引落ししてください。
引落しに際しては、預金規定に関わらず預金通帳及び払戻請求書の提出はいたしません。

・証明書発行手数料の引落しが不能の場合は、証明書の発行を取り止めとすることに異議はありません。

店 名	預金科目	口座番号	お届印	照 合
店	□ 普通　□ 当座 □ 貯蓄			

7．添付いただく書類

①被相続人さまの死亡の事実が確認できる戸籍謄本等

②ご依頼人さまが相続人であることが確認できる戸籍謄本等（相続人の代理人の場合は委任状等）

金庫使用欄

オペコード	店 番	お客さま番号	受 付	照 合	発 行	コピー/送付/確認	検 印
55-205							

※1　外国為替残高証明書の発行は「外為系」【オペコード92100】で作成する

※2　債券・投資信託は事務統括部預かり資産担当で作成のため、スキャン送信する

保存期間（発行日の翌事業年度開始日から5年）